	広島県 不妊治療支援事業		海田町 不妊治療費の助成
治療内容と助成金額	①初回治療(初めての助成申請に係る治療):30万円(上限) ※平成28年1月20日以降に終了した治療に限る。 ②以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療・採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵を得られず中止をした治療:1回75,000円 ※初回加算の対象外となる。 ③男性不妊治療によって採精・凍結した精子を使用し、平成28年1月20日以降に体外受精等の治療が終了した場合:15万円(上限)※男性不妊治療にかかった費用について ※以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療の場合は除きます。 ④男性不妊治療の初回の治療:30万円(上限)※1	治療内容と助成金額	広島県の不妊治療支援事業に上乗せして ①1回あたり:15万円(上限) ※採卵を伴わない治療については上限額7万5千円となる。 ②男性不妊治療を受けている場合:1回あたり15万円(上限) 通算助成回数 初めて助成を受ける際の妻の年齢が、・40歳未満の場合:6回・43歳未満の場合:3回 ※通算助成回数には、過去に海田町および他の自治体から受けた助成回数を含みます。 ※「年間」助成回数の制限はありません。
助成を受ける事が 出来る人	①夫婦間(戸籍上の夫婦に限る。)の体外受精または顕微授精であること。 ②体外受精または顕微授精以外の方法では妊娠が望めないと医師が診断していること。 ③指定医療機関で行われた治療であること。 ④申請時に、夫婦ともまたは、どちらかお一人が広島県内 (広島市、呉市、福山市を除く。)に住所を有していること。 ⑤夫婦の所得の合算額が730万円未満であること。 (所得の計算は児童手当法施行令を準用します。)	助成を受ける事が 出来る人	次の要件をすべて満たす方 ①法律上の夫婦で、申請時に夫婦のどちらかが海田町内に居住して1年以上が経過していること。 ②広島県の不妊治療支援事業において、不妊治療費助成の承認決定がされていること。※ 県の決定前に町へ申請することができます。 ③治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。 ④町民税等の滞納がないこと。
※広島県ホームページより、引用・抜粋。		※海田町ホームページより、引用・抜粋。 ※詳細は、海田町に直接お問い合わせ下さい。 ※助成を受ける際・申請等する場合は、事前に海田町にご確認ください。 ※2019年8月30日時点の情報です。	